

東庄町障害者活躍推進計画

機関名	東庄町(町長部局)
任命権者	東庄町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間)
東庄町(町長部局)における障害者雇用に関する課題	東庄町においては、令和元年6月1日現在では法定雇用率2.5%を満たしており、今後も障害のある職員の職場定着に向け、更なる体制整備や各種取組が必要
目標	
①採用に関する目標	法定雇用率を維持する。 実雇用率 令和元年6月1日時点の実雇用率 2.31% 評価方法 毎年の任免状況通報により把握し進捗管理
定着に関する目標	離職者を生じさせないこと。 雇用された障害者が定年(任期満了)まで勤続すること。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 障害者である職員の相談窓口は、総務課庶務係が担当する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	勤務する障害者が従来の業務遂行困難となった場合、負担なく職務遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
①職務環境	相談窓口のほか、所属長との人事評価面談などにより、障害者である職員に対して必要な配慮等の有無を確認することとし、それらを踏まえて検討を行い継続的に必要な措置を講ずる。 また、措置を講じるに当たり、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。
募集・採用	募集、採用に当たっては以下の取扱いを行わないことを原則とする。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	各関係法律に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、支援や配慮に努める。 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。